

# 道路交通法の一部改正(令和5年7月1日施行)により

# 電動キックボードの定義が変わりました。

手軽な移動手段として、普及が見込まれている電動キックボード。

その一方で、利用者による交通違反や交通事故の増加が予想されます。

そこで、電動キックボード等のうち、車体の大きさや構造、性能上の最高速度が普通自転車と同程度であるなど一定の基準に該当するものを「特定小型原動機付自転車」として定義し、その交通方法等に関する規定が整備されました。

| 電動キックボードの形状をしている原動機付自転車のうち、                                                                             |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「一般原動機付自転車」<br>として扱われるもの                                                                                | 新区分                                                                                                                                                                                                                           | 「特定小型原動機付自転車」<br>として扱われるもの                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 長さ250cm以下 幅130cm以下 高さ200cm以下                                                                            | 車体の大きさ                                                                                                                                                                                                                        | 長さ190cm以下 幅60cm以下                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 原動機として 0.60kW以下の原動機を用いること                                                                               | 定格出力                                                                                                                                                                                                                          | 原動機として 0.60kW以下の電動機を用いること                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 30km/hを超える速度を出すことができないこと<br>※30km/hを超える場合は、道路運送車両法における原付二種や軽自動車、道路交通法における自動二輪車扱いとなり、規格に合った運転免許が必要となります。 | 最高速度                                                                                                                                                                                                                          | 20km/hを超える速度を出すことができないこと<br>※構造上20km/h以上出すことができるものは、走行中に速度の設定を20km/h超に変更することができないこと                                                                                                                                                                                                  |
| —                                                                                                       | 仕組み                                                                                                                                                                                                                           | AT(オートマチック・トランスミッション)機構であること                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 道路運送車両の保安基準に適合した適正な装備                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| —                                                                                                       | 最高速度表示灯                                                                                                                                                                                                                       | 灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの<br>※特例特定小型原動機付自転車の場合は最高速度表示灯を点滅させることが必須                                                                                                                                                                                                                            |
| ※イラストはイメージです                                                                                            | <div>  <p>制動装置(ブレーキ ※2系統以上)<br/>前照灯(ヘッドライト)<br/>尾灯(テールランプ)<br/>制動灯(ブレーキランプ)<br/>後部反射器(リフレクター)<br/>警音器(クラクション等)<br/>方向指示器(ウィンカー)</p> </div> | <div>  <p>最高速度表示灯が緑色点灯<br/>特定小型原付で走行時</p>  <p>最高速度表示灯が緑色点滅<br/>特例特定小型原付で走行時</p> </div> <p>※イラストはイメージです</p> |
| 番号灯、後写鏡、速度計                                                                                             | その他の装備                                                                                                                                                                                                                        | —                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| その他の義務                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 自賠責保険(共済)への加入義務やナンバープレートの取得と設置義務                                                                        |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 運転者の遵守事項                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 一般原動機付自転車が運転できる免許(原付免許や普通自動車免許等)が必要<br>※取得可能年齢は免許の種類に準ずる                                                | 運転者の条件                                                                                                                                                                                                                        | 免許は不要だが、16歳以上であること                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 運転免許証の携帯義務                                                                                              | 運転の条件                                                                                                                                                                                                                         | —                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ヘルメット着用が義務                                                                                              | ヘルメット                                                                                                                                                                                                                         | ヘルメット着用は努力義務                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 車道通行                                                                                                    | 通行ルール                                                                                                                                                                                                                         | 車道通行が原則、他、普通自転車専用通行帯の通行可<br>※6km/hを超えない速度など、特例特定小型原動機付自転車として各種条件を満たした場合、最高速度表示灯を点滅させたうえで、特定の歩道や路側帯の通行も可                                                                                                                                                                              |

令和5年  
**4月1日**  
から

# 自転車に乗車する すべての方を対象に



乗車用ヘルメットの着用が  
**努力義務**となりました。

自転車に乗るときは、大人もヘルメットをかぶろう!

**ヘルメット**もロックしましょう!



自転車事故死者の致命傷は  
**頭部が約7割!**

ヘルメットを着用しないと  
**致死率が約3倍に!**

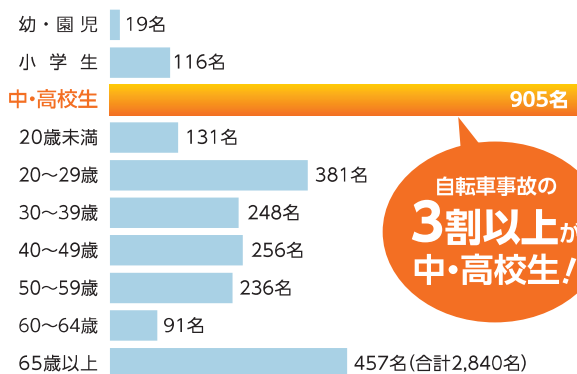


「静岡県警察ホームページ」より



## 負傷者に占める中学・高校生の割合

[令和4年中・静岡県警調べ]



自転車事故の  
**3割以上が  
中・高校生!**

### ●主な違反(多い順)

一時不停止等43.0%、安全不確認21.0%  
この2つで **違反の約6割**

## 未成年でも高額な賠償責任を負うことも…

男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2ヵ月後に死亡した。(高松高等裁判所、2020(令和2)年7月22日判決)



出典・引用:静岡県交通安全対策協議会「自転車セーフティ&マナー」

つつい  
やりがちな  
**「ながら運転」**  
は危険!

## 『傘さし運転』『携帯電話等使用運転』 『イヤホン等使用運転』

周囲の音が聞こえにくい状態や周りが見えにくい状態で、自転車を運転することは、交通事故の原因となるため大変危険です。自転車を安全に操作できない「ながら運転」は、絶対にやめましょう。



守ろう!

自転車事故にあわない・あわせないために

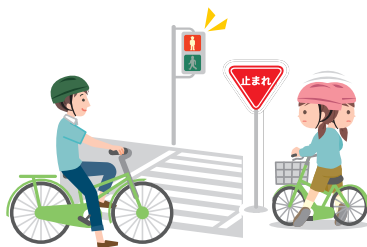
## 自転車安全利用5則

### 1 自転車は車道が原則 左側を通行 歩道は例外 歩行者を優先



**罰則** 3ヶ月以下の懲役または  
5万円以下の罰金／  
2万円以下の罰金または科料

### 2 交差点では信号と 一時停止を守って、 安全確認



**罰則** 3ヶ月以下の懲役または  
5万円以下の罰金

### 3 夜間は ライトを点灯



**罰則** 5万円以下の罰金

### 4 飲酒運転は禁止



**罰則** 5年以下の懲役または  
100万円以下の罰金  
(酒に酔った状態で運転した場合)

### 5 ヘルメットを着用



改正道路交通法(令和4年4月27日  
公布、令和5年4月1日施行)により、全  
ての自転車利用者に対して、ヘルメッ  
トの着用が努力義務化されました。

- 大切な命を守るため、自転車に乗るときは大人もヘルメットを着用しましょう。
- 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供(幼児)に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

## 事故にあってしまったら



### 1 けが人の救護

けが人がいる場合、119番に通報し、救急車を呼びましょう。

### 2 安全の確保

歩道など安全な場所に自転車を移動させるなど、2次災害を防止しましょう。

### 3 警察への連絡

110番に通報し、警察に連絡しましょう。

### 4 相手の連絡先の確認

事故の相手の名前、住所などの連絡先を確認しましょう。

### 5 自転車保険に加入している 保険会社に連絡



県内で自転車に乗る人すべてが  
**保険の加入義務**があります。

令和元年10月1日施行 静岡県条例で定められています。

やばい～

信号機のない横断歩道で

ドライバーの **約4割** が停まらんら!



静岡県のドライバーは、信号機のない横断歩道で歩行者が渡ろうとしていても、**約4割(36.1%)**が一時停止しないことが日本自動車連盟(JAF)の調査で分かりました。(調査は令和5年8月に実施)  
横断歩道は**歩行者が優先**であり、ドライバーには**横断歩道での減速義務や停止義務**があります。  
約半数近くがルールを守っていないことになり、この数字は見過ぎせません。  
市では、今一度このルールのドライバーへの周知・啓発に努めます。  
歩行者は **自分の身は自分で守ること** が必要です。

### 自分の身を自分で守る方法 その1

危ないに

## 道路横断 3つのポイント を守るに

道路を安全に横断するために、心がけていきましょう。

#### ① 渡ることを伝えよう!



#### ② 確認をしてから渡ろう!



#### ③ 周りをよく見よう!



### 自分の身を自分で守る方法 その2

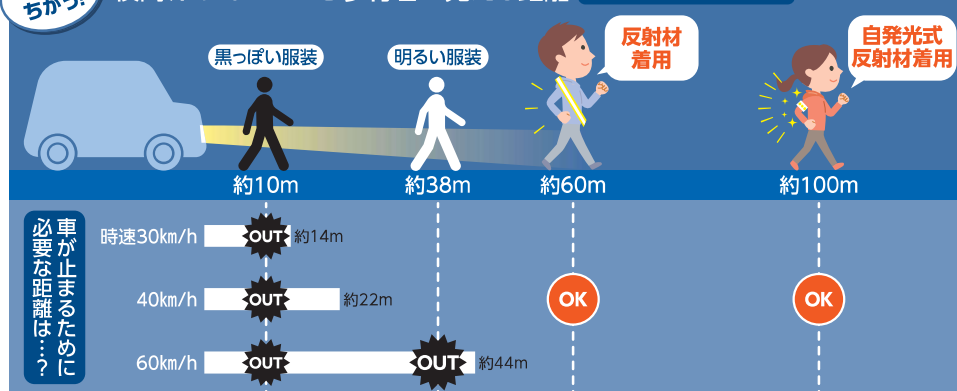
光るだに

## 反射材 暗い夜道で ばかめだつだに!

反射材とは、自動車のライトを反射し、明るく見える交通安全グッズです。  
これを身に着けていると、ドライバーに早めに自分を知らせることができるため、交通事故防止につながります。自分の身は自分で守るために **反射材をつけましょう**

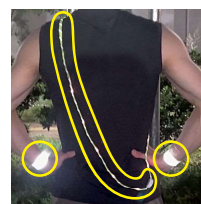
こんなに  
ちがう!

夜間、ドライバーから歩行者が見える距離 ヘッドライト下向きの場合



反射材は  
中央区まちづくり推進課  
で無料配布中

〔お一人様1個まで  
令和7年3月まで配付〕



反射材の  
着用例

令和5年度 中区地域力向上事業

※この刊行物が不要な場合は「燃えるごみ」に出さずに「雑がみ」としてリサイクルしましょう。

浜松市中央区役所 まちづくり推進課 TEL.053-457-2778 E-mail:c-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp